

障発第0331011号  
平成18年3月31日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



構造改革特別区域における「障害児施設における  
調理業務の外部委託事業」について

知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設（以下「障害児施設」という。）における調理業務については、これまで施設の職員により行われるものとされていたが、調理業務を外部委託することを可能とした。

この場合の留意点は、下記のとおりであるので、取扱いに遺漏なきようお願いするとともに、貴管内市区町村及び関係者に対する周知方よろしく願います。

また、平成15年8月29日障発第0829004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について」は廃止する。なお、障害者自立支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第78号）第5条において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生労働省令第63号）の関連部分の改正を行っている（平成18年4月1日施行）ため、留意されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 障害児施設における調理業務の外部委託についての基本的な考え方

障害児施設における調理業務は、単に食事を作るというだけではなく、摂食制限に応じた食材の提供、食事の加工等きめ細やかな配慮を行い、障害児の特性に応じた食事を提供するという目的を有している。このような観点から、これまで障害児施設における調理業務については、入所児童と密接な関係を有する施設の職員により行うこととしてきたものであること。

したがって、調理業務の外部委託業務を行うに当たっては、障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、きめ細やかな配慮を行うことが必要であること。

## 2 調理室について

施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。

## 3 障害児の特性に応じた食事が行われるよう、きめ細やかな配慮を行うことについて

(1) 調理業務の外部委託を行う施設（以下「施設」という。）は、受託業者との間で調理業務担当者の業務に係る契約（以下「業務計画」という。）を締結するに当たり、受託業者に対し、上記1の基本的な考え方を踏まえ、障害児施設における調理業務の重要性を認識させること。

(2) 施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限についての情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行うほか、食材の障害児への説明、障害児との食事を行うなど、障害児とふれあう業務も担当することを盛り込んだ契約書を取り交わすこと。

(3) 施設は、受託業者又は調理業務担当者が確実に(2)の契約内容に沿って調理担当業務を行うようにするために必要な措置を講ずること。

なお、この「必要な措置」の一例としては、(2)の契約に次に掲げる内容を盛り込むことなどが考えられること。

ア 調理業務担当者は、業務を行うに当たっては、児童指導員その他の施設の職員と密接な連携を取ること。

イ 受託業者及び調理業務担当者は、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

ウ 受託業者又は調理業務担当者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めたとき、その他受託業者又は調理業務担当者が適正な調理業務を遂行する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても施設側において当該契約を解除できること。

(4) 調理業務担当者の調理業務の外部委託については、既に保育所において実施されているので、不明な点がある場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を参照されたいこと。